





# 児童生徒の非行防止に『学校警察連絡協議会』つくる

六月二十二日午後一時三〇達成するための事業

分から、柿岡小学校講堂において、町内小中学校、高等学校、警察などの関係機関の代表者が集まり「八郷町学校警察連絡協議会」を結成し、会則、役員などを決めた。

この会は、学校、警察、町などがお互に緊密な連絡をとつて、児童生徒の非行防止などを目的にしてできたもので

## 『青少年相談員』が誕生――

問題解決と指導にあたる――

役員  
会長 杉山森一（教育長）  
副会長 桜井 隆一  
(柿岡警部派出所長)

副会長 桜井 俊郎  
(八郷高校長)  
古山 三郎  
(柿岡警部派出所長)

副会長 桜井 俊郎  
(八郷高校長)  
古山 三郎  
(柿岡警部派出所長)

## 農繁期の子どもあづかる

今年も2カ所で季節保育所



（保母さんと元気に遊ぶ子どもたち）

下林区（区長鈴木武夫氏）では、さる6月10日から20日間手接専境内で「双葉園季節保育所」を開設しました。季節保育所は農繁期を働きやすいように、子どもたちを一時あづかることを目的に春、秋の2回行なっているものです。下林、飯塚、根小屋部落からあづかった30名の子どもたちが、保母の鈴木さん、矢口さんのお骨折りで、仲良くブランコやボール遊び、遊ぎなどをして、楽しく遊びました。父兄からは「子どもたちを、ただあづかってもらうだけでなく、集団生活の習慣をうえつけてもらえる」と好評です。このほかに町内では、川又季節保育所を開きました。

下林、飯塚、根小屋部落からあづかった30名の子どもたちが、保母の鈴木さん、矢口さんのお骨折りで、仲良くブランコやボール遊び、遊ぎなどをして、楽しく遊びました。父兄からは「子どもたちを、ただあづかってもらうだけでなく、集団生活の習慣をうえつけてもらえる」と好評です。このほかに町内では、川又季節保育所を開きました。

下林、飯塚、根小屋部落からあづかった30名の子どもたちが、保母の鈴木さん、矢口さんのお骨折りで、仲良くブランコやボール遊び、遊ぎなどをして、楽しく遊びました。父兄からは「子どもたちを、ただあづかってもらうだけでなく、集団生活の習慣をうえつけてもらえる」と好評です。このほかに町内では、川又季節保育所を開きました。

## 國民年金の納期が七、九、十一、三月に

奨励金が年二回

国民年金奨励金百分の五はこれまでそのつど支払ってきましたが、改正により四月から九月までの分を三月の年の十月に、十月から翌年の三月までの分を三月に支払うことになりました。このことから、組合長さんは、「組合長変更届」を提出しました。

保険料の納期が変わった

さる6月二十四日開かれた定例議会において、国民年金保険料納入奨励に関する条例の一部が改正され、奨励金の交付が年二回になり、納期が

## 食生活改善のリーダーに養成講習生30名が受講

内に住居を有し、四十歳までの年令で、住民に信頼があり、かすおそれのある児童生徒（非行児童生徒）の早期発見とその連絡

○非行児童生徒の補導についての連絡協議

○児童生徒の非行防止対策の樹立とその実施

○非行をおかし、または、おかげもある児童生徒（非行児童生徒）の早期発見とその連絡

○青少年の実態を把握し、青少年に対するいろいろな問題について相談に応じる

①青少年の実態を把握し、青少年に関するいろいろな問題について相談に応じる

②青少年団体の指導と組織化

## 第三回食生活改善推進員養成講習の開講式が、さる六月二十九日老人福祉センターに講習生三十名が出席して開かれました。

この食生活改善推進員養成講習も今年で三年目を迎えましたが、日常生活に直接むかれた。

講習は、月一回で十二課程にわたり行ないますが、内容は保健、妊産婦食、離乳食、子ども食、高血圧食、保存食などの実習と、公衆衛生、母子栄養、発育期の栄養、成人病と栄養、経済と栄養の理論などです。

講師には石岡保健所や改良保健婦がある予定です。

すでに過去二年間に六〇名

がこの講習を修了し、各地域において生活改善のリーダーとして多く参加し、明るく楽しい家庭や社会をつくるよう町

が年度途中で交代したとき

ことになりました。

保険料の納期については、これまで、七月、十月、一月、四月が納付月でした

こんどの改正により、四・五月・六月分を七月に、七・八・九月分を九月に、十・十一・十二月分を十二月に

一・二・三月分を三月に納めてもらうことになりました。すなわち、第一期をのぞき二、三、四期とも一ヵ月繰り上げられ、納入する

ことになりました。

これまで、七月、十月、一月、四月が納付月でした

こんどの改正により、四・五月・六月分を七月に、七・八・九月分を九月に、十・十一・十二月分を十二月に

一・二・三月分を三月に納めてもらうことになりました。すなわち、第一期をのぞき二、三、四期とも一ヵ月繰り上げられ、納入する

ことになりました。

## 『家庭の日』標語募集

□□□□□□□□□□□□

○趣旨 家庭は、あすもまた元気に働くという気力をうみだすいこいの場所であるとともに、次の時代をないう青少年をすこやかに育てるための大切な場所です。

ことしの7月から毎月の第3日曜日を「家庭の日」として明るい家庭づくりのための県民運動「明るい茶の間運動」を実施することになりました。

そこで、「家庭の日」を意義あるものとするために、明るい家庭づくりの標語を次の要項で募集します。ふるって応募してください。

○募集要項 ①一般の部……郵便ハガキを用い1枚につき1点を記入すること。1人何点応募されてもさしつかえありません。  
②小中学生の部……学校でとりまとめて応募してください  
③文字は横書でハッキリ書いてください。また、住所、氏名、職業、年令もかならず書いてください。  
④しめきり……8月31日(土)

○賞品・賞金 ①一般の部……入選 5名 各2,000円  
佳作 10名 記念品  
②小中学生の部……入選 5名 小学生の場合は高級エンビツ削り器 中学生の場合は万年筆 佳作10名 学用品

○送り先 水戸市北三の丸 茨城県青少年室

○入選発表 9月13日(月)県報に発表します。入選者には別途通知します。

○その他 同一作品多数の場合は、抽選によって決定します。応募作品は返却しません。

八郷町社会を明るくする運動実施委員会では、さる六月二十五日の会議で、七月から毎月第三日曜日を「家庭の日」として、家庭での話し合いや、団らんの日とすることに決めました。

そしてこの「家庭の日」を中心として、茨城県が県民運動として実施している「明るい茶の間運動」を進めることになりました。

「明るい茶の間運動」は、青少年の保護育成などを目標に昭和三十八年からはじめら

れている県民運動ですが、今

年からはさらに「家庭の日」

を中心にして力強く推進する

ことになりました。

「明るい茶の間運動」は、

青少年の保護育成などを目標

に昭和三十八年からはじめら

れている県民運動ですが、今

年からはさらに「家庭の日」

を中心にして力強く推進する